

○石川県警察嘱託職員の任用及び服務に関する訓令

〔 昭和 5 1 年 1 2 月 9 日
石川県警察本部訓令第 1 2 号 〕

改正 昭和54年 4 月 24 日 警察本部訓令第 9 号
昭和59年 4 月 19 日 警察本部訓令第 6 号
昭和62年 3 月 25 日 警察本部訓令第 3 号
平成元年 5 月 14 日 警察本部訓令第 8 号
平成元年12月 27 日 警察本部訓令第19号
平成 3 年 7 月 10 日 警察本部訓令第12号
平成 3 年12月 26 日 警察本部訓令第18号
平成 4 年 7 月 31 日 警察本部訓令第21号
平成 7 年 3 月 31 日 警察本部訓令第 7 号
平成10年 1 月 16 日 警察本部訓令第 2 号
平成10年10月 15 日 警察本部訓令第14号
平成11年 6 月 1 日 警察本部訓令第15号
平成12年 3 月 23 日 警察本部訓令第 8 号
平成12年 4 月 1 日 警察本部訓令第15号
平成13年 4 月 1 日 警察本部訓令第 9 号
平成14年 4 月 1 日 警察本部訓令第 9 号
平成15年 3 月 20 日 警察本部訓令第 2 号
平成16年 3 月 16 日 警察本部訓令第 3 号
平成17年 4 月 1 日 警察本部訓令第19号
平成19年10月 19 日 警察本部訓令第26号
平成21年 1 月 22 日 警察本部訓令第 1 号
平成22年 3 月 31 日 警察本部訓令第 4 号
平成22年 6 月 29 日 警察本部訓令第11号
平成23年12月 16 日 警察本部訓令第 9 号
平成28年 3 月 31 日 警察本部訓令第18号
平成28年12月 28 日 警察本部訓令第28号

石川県警察嘱託職員の任用及び服務に関する訓令を次のように定める。

石川県警察嘱託職員の任用及び服務に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察に勤務する常勤的嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の任用手続及び服務に関する基準を定め、管理の適正を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令に定める嘱託職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で、1箇月の勤務日数が18日（3月については17日）の者をいう。

（任用手続）

第3条 嘱託職員は、石川県警察本部の課長、官、隊長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）の上申に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命するものとする。

2 所属長は、嘱託職員の配置を必要とする場合は、嘱託職員任用上申書（別記様式第1号）により本部長に上申するものとする。

3 次の各号に掲げる事由のある者は、嘱託職員として任用することができない。

(1) 地方公務員法第16条各号に掲げる者

(2) 精神、又は身体に著しい障害があり、嘱託職員としての職務に耐えられない者

(3) その他嘱託職員としての能力、又は適格性を欠く者

4 嘱託職員の任命は、辞令書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

（任用期間）

第4条 嘱託職員の任用期間は、1年以内とし、その終期は当該年度を超えないものとする。

2 嘱託職員の任用期間が満了したときは、前条に定める手続により更新することができる。

（勤務日等）

第5条 嘱託職員の勤務日数は、1箇月につき18日（3月については17日）とし、勤務日は、所属長が定めるものとする。

2 嘱託職員の勤務日における勤務時間は、7時間45分とする。

3 前項に定める勤務時間及び休憩時間の割振りは、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第16号）別表（第6条関係）に規定する毎日制勤務の基本型を準用する。

4 所属長は、第1項の規定による勤務日を、前月25日までに定め、当該嘱託職員に通知しなければならない。

5 所属長は、業務の運営上特に必要があると認めるときは、あらかじめ本部長の承認を得て、第1項に定める勤務日数と異なる勤務日数を割り振ること又は第2項に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることができる。

6 所属長は、前項の規定により本部長の承認を得た場合は、勤務を命ずることとなる嘱託職員に対し、速やかにその内容を通知しなければならない。

(休暇)

第5条の2 嘱託職員に付与する年次有給休暇については、別に定めるものとする。

2 嘱託職員には、次の各号に掲げる有給休暇を与えることができるものとする。

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使又は公の職務を執行する場合 必要と認める期間

(2) 親族が死亡した場合（遠隔の地に赴く必要のあるときには、実際に要する往復日数を加算することができる。）

ア 配偶者が死亡した場合 7日

イ 血族1親等又は生計を一にする姻族1親等の親族が死亡した場合 5日

ウ 生計を異にする姻族1親等の親族が死亡した場合

(ア) 父母の配偶者が死亡した場合 2日

(イ) 配偶者の父母が死亡した場合 3日

(ウ) 配偶者の子又は子の配偶者が死亡した場合 1日

エ 血族2親等又は生計を一にする姻族2親等の親族が死亡した場合

(ア) 祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合 2日

(イ) 孫が死亡した場合 1日

(ウ) 祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹が死亡した場合 2日

オ 血族3親等のおじ、おば又は生計を一にする姻族3親等のおじ、おばの配偶者若しくは配偶者のおじ、おばが死亡した場合 1日

(3) 夏期においての保健、元気回復のため必要な場合 3日

(4) 風水震火災その他の非常災害による交通が遮断された場合 3日以内

3 嘱託職員には、次の各号に掲げる無給休暇を与えることができるものとする。

(1) 病気の場合 90日以内（ただし、開始の日から起算して7日までは有給休暇とする。）

(2) 公務により負傷し、又は疾病にかかった場合 必要と認める期間

(3) 産前産後休暇 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間） 産後8週間以内

(4) 生理日の勤務が著しく困難な場合 必要と定める期間

- (5) 生後1年に達しない子の育児時間 午前午後各30分
- (6) 父母の祭日 1日
- (7) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (8) 妊娠中又は出産後1年以内に母子健康法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
 - ア 妊娠6月まで（1月は28日として計算する。以下同じ。） 4週間につき1日
 - イ 妊娠7月から9月間まで 2週間につき1日
 - ウ 妊娠10月から分べんまで 1週間につき1日
 - エ 分べんから産後1年まで 1日ただし、医師等の特別の指示があつた場合には、その指示された日数とすることができる。
- (9) 介護休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して3月を超えない範囲内で指定する期間において、必要と認められる期間
- (10) 配偶者又は1親等の親族の看護休暇 5日（ただし、中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日とし、うち5日を超える日数については、当該子の看護の場合に限る。）
- (11) 短期介護休暇 5日（ただし、当該要介護者が2人以上の場合は10日）
- (12) 育児休業 原則、子が1歳に達する日まで
- (13) 部分休業 1日2時間以内（子が3歳に達する日まで）
- (14) 介護時間 1日2時間以内（介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続3年の期間内）
- (15) その他所属長が、必要やむを得ないと認める場合 必要と認める期間

4 妊娠中の女性職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は捕食するための必要な時間について、勤務しないことを承認することができる。なお、当該勤務しない時間については、無給とする。

（報酬及び費用弁償）

第6条 嘱託職員に支給する報酬は、これを月額とする。

2 支給額に関する基準については、別に定めるものとする。

3 第5条に規定する勤務時間（有給休暇を除く。）を勤務しないときは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年石川県条例第30号）に準じ、報酬を減額するものとする。

4 嘱託職員が、職務のため旅行したときは、石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号）の規定に準じ旅費を支給するものとする。

（出勤簿）

第7条 嘱託職員は、定刻までに出勤し、各所属に備え付けの出勤簿（別記様式第4号）に押印しなければならない。

（遵守事項）

第8条 嘱託職員は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 職務の遂行にあたっては、不偏不党、公平中正を旨とし、関係法令を遵守するとともに、上司の職務上の命令に従わなければならない。

(2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(4) その他石川県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年石川県警察本部訓令第4号）第9条、第10条、第11条、第12条及び第15条の規定を準用する。

（解雇）

第9条 嘱託職員が、次の各号の一に該当する場合は、解雇することができる。

(1) 第3条第3項に該当することとなった場合

(2) 前条の遵守事項に違反した場合

2 前項の規定により解雇する場合は、辞令書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

（離職）

第10条 嘱託職員が、次の各号の一に該当する場合は、離職するものとする。

(1) 退職を願い出て承認された場合

(2) 任用期間が満了した場合

(3) 死亡した場合

2 前項の規定により離職する場合は、辞令書（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

（福利厚生）

第11条 嘱託職員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険に加入するものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1各号に該当しない所属にあつては、職員の公務災害は県が直接補償することとし、労働者災害補償保険法に基づく保険には加入しないものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和52年1月10日から施行する。
- 2 この訓令施行の際すでに嘱託職員として任用されている者については、この訓令の規定により任命されたものとみなす。

附 則（昭和54年4月24日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和54年4月24日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年4月19日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月25日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月14日警察本部訓令第8号）抄

この訓令は、平成元年5月14日から施行する。

附 則（平成元年12月27日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成3年7月10日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成3年7月10日から施行し平成3年6月14日から適用する。

附 則（平成3年12月26日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年7月31日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別記様式第4号の改正規定は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成10年1月16日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成10年1月16日から施行する。

附 則（平成10年10月15日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年6月1日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日警察本部訓令第8号）抄

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月16日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月19日警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成21年1月22日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年3月31日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年12月16日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成23年12月16日から施行する。

附 則（平成28年3月31日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成28年12月28日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

別記様式第1号

第 号 年 月 日						
石川県警察本部長 殿 所属長 嘱託職員任用上申書						
任用候補者	氏名		生年月日		最終学歴	
	本籍					
	住所					
	職歴					
	家族					
	健康状態					
嘱託期間						
嘱託を必要とする理由及び任用候補者に対する意見						

